資料２

○　地域生活支援拠点等の整備の進め方

|  |  |
| --- | --- |
| 地域生活支援拠点等の整備について、どのような場で協議するか | 外部の委員（学識経験者、当事者、当該圏域の障害福祉サービス事業所など）を含めた委員で構成される、市町村自立支援協議会等（個別のワーキンググループやプロジェクトチーム等でも構わない。以下、「協議会等」という。）で、協議を行う。 |
| 障がい者のニーズやサービス提供体制はどのように把握するか | ニーズ把握に関しては、既存の調査（第4期障がい福祉計画時のニーズ調査等）や協議会等の委員から情報収集することにより行う。  なお、協議を進める中で必要に応じて個別の調査を行うことも可。  サービス提供体制に関しては、協議会等の外部委員から現状も聞き取って把握する。※基盤WG資料参照  （個別調査案）  ・居宅（特に高齢障がい者）又は施設入所の障害者及びそのご家族等に対し、地域生活継続の希望・施設退所等の移行を調査  ・圏域内の施設・事業所（高齢者領域を含む）に対し、地域生活支援拠点として機能しうるか等について調査 |
| どういった体制を整備すれば良いか | 調査結果を分析し、協議会等で整備が必要な個所数・支援内容等の協議を行う。  体制整備イメージ図を参考に重度化・高齢化を見据えた体制整備を検討する。  ※圏域内での完結が困難な資源については、圏域外自治体と協議を行う。 |
| 拠点の規模・範囲はどのように決めればよいか | 当面市町村域に１か所を整備する。協議会等で、小・中学校区に１か所が必要など、地域の実情に応じた必要箇所数を審議。  体制整備イメージ図も参考に当該圏域全体の計画を立てた上で、規模・範囲を定める。 |
| 何を持って整備したというか | 整備方針、着手～完了時期等を明示した計画を公表し、着手する。  また、整備の進捗状況については定期的に自立支援協議会に報告し、協議を行う。 |